

入札（見積り合わせ）結果調書

件名	市立旭川病院電話交換機等保守点検業務				
契約方法及び根拠条項	随意契約 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号				
契約の相手方	札幌市中央区大通西14丁目7番地 東日本電信電話株式会社北海道事業部				
契約金額	810,480円（うち取引に係る消費税及び地方消費税 73,680円）				
契約期間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで				
契約担当課	市立旭川病院事務局経営管理課				
入札（見積）日時	令和3年3月22日（月） 午後3時				
入 札 （ 見 積 ） 結 果					
	業 者 名	第1回	第2回		入札等の 執行状況
1	東日本電信電話株式会社北海道事業部	736,800円			決定
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
一者特命の 随意契約と した理由	<p>当該機器は院内外線電話交換を行う装置であり、院内外PHS連動機能・ナースコール連動機能など院内の各種通信機能のためのパッケージ基板が内蔵されているものである。当該機器の保守点検に当たっては専用の工事保守マニュアルがあり、このマニュアルは社外に開示されているものではないため、上記業者でなければ当該機器の保守点検を行うことはできないことから、当該業者一者特命の随意契約とした。</p> <p>※市立旭川病院随意契約が「トライ2(1)ア(イ)」に該当</p>				